

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

証拠説明書

(甲A第38号証の3、第430号証の2、第446号証
～第460号証の2)

2023(令和5)年9月21日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

他

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 38-3	「性的指向・性自 認に関する国際人 権法の適用に關す るジョグジャカル タ原則」(訳文)	2023年 9月21 日	原告ら代理 人	(本書証は、すでに提出し ている甲A38-1の訳文 である甲A38-2の省略 部分を補う訳文である。) ・法律上同性のカップルが 家庭を形成する権利を有す ること、その表現のため国 家が立法的、行政的措置を 講じる義務があることを明 確に述べていること等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

430 -2	第4回国連人権理事 事会普遍的定期審 査の報告書 訳文 (抜粋)	写	2023年 9月21 日	原告ら代理 人	(本書証は、すでに提出し ている甲A429の訳文であ り、甲A430訳文の改訂版 である。) ・2023年2月に出生した国 連人権理事会の普遍的定期 審査の報告書において、日 本に対し、5か国が法律上 同性のカップルの婚姻を承 認することを明示的に勧告 し、4か国が婚姻類似の制 度の導入を勧告したこと等
446	意見書 (谷口第二意見 書)	写	2021年 9月21 日	谷口洋幸	(本書証は、札幌地方裁判 所が2021年3月17日に言 い渡した判決を受けて、谷 口教授が国際人権法の観点 から、判決に分析を加え、 同時に国家の立法裁量につ いて論じたものである。す でに提出している甲A181 を補足するものでもある。) ・国際人権法の観点から、 同性カップルに関する法制 度の選択に一定の国家裁量 を認めるとしてもかなりの 程度において制約されるべ きであること ・札幌地裁判決が、憲法2 4条および13条に関して 「特定の制度を求める権 利」を否定し、広範な裁量 を認めたように読める部分 は国際人権法上、賛成でき ないこと ・婚姻を同性カップルに求 めることは国際人権法上の 権利保障に適うものである こと等
447	EMA 日本ウェブサ イト「世界の同性 婚」	写	2023年 2月	NPO 法人 EMA 日本	法律上同性間の婚姻は20 23年2月の時点ですでに 36の国と地域で法制化さ れていること等

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

448	『性的マイノリティと国際人権法』 294～297 頁	写	2022 年 6 月	谷口洋幸	性別による婚姻の制限の権利侵害性について争われた 2010 年のシャルク・コップ対オーストリア事件判決 ⁴ において、ヨーロッパ人権裁判所は、法律上同性間のパートナー関係が、自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条にいう「家族生活」に該当しないとの従来の解釈は、今日の法状況に照らせば表層的であり、法律上異性間のパートナー関係と同様に家族生活に該当するとの判断を示した。法律上同性間のパートナー関係が「家族生活」に該当することは、ヨーロッパ人権裁判所による 2013 年のヴァリアナトスほか対ギリシャ事件判決 ⁵ でも認められたこと等
449-1	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決 (要約版・原文)	写	2015 年 7 月 21 日	ヨーロッパ人権裁判所	ヨーロッパ人権裁判所が、オリアリほか対イタリア事件において、同性カップルは法制度による保障を受ける利益を有していること、法制度の構築は同性カップルを受容する社会の意識を醸成することなどから、国レベルの法制度が構築されていない当時のイタリア法の現状を、ヨーロッパ人権条約 8 条に違反すると認定したこと等。
449-2	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決 (要約版・訳文)	写	2022 年 2 月 20 日	原告ら代理人	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

450-1	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC- 24/17 (全文・原 文)	写	2017 年 11 月 24 日	米州人権裁 判所	米州人権裁判所が、コスタ リカの諮問をうけて提出し た勧告的意見において、同 性カップルが、同条約 11 条 2 項の家族生活の尊重を 受ける権利を享有する関係 性であることを認めた上 で、同性カップルの法制度 の構築にはある程度の裁量 の余地が国家に認められる としても、無差別・平等と いう国際人権法の基本原則 から、登録パートナーシッ プ制度などの別の制度を設 けることは原則として差別 にあたり、あくまで過渡的 に必要な限度において正当 化されうるにすぎないと し、既存の法制度、すなわ ち婚姻を同性カップルに求 めることこそ、国家に課せ られた積極的義務の履行の ために簡潔かつ効果的な選 択であると判断したこと 等。
450-2	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC- 24/17 (全文・訳 文)	写	2022 年 2 月 21 日	原告ら代理 人	同上
451	「米州人権制度の 研究—米州人権委 員会と米州人権裁 判所の挑戦とその 影響」(抜粋)	写	2021 年 2 月 5 日	齊藤功高	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

452	「自由権規約 日本 の批准状況」	写	印刷 日： 2023年 9月11 日	日本弁護士 連合会	日本は、1979年に自由 権規約に留保をつけずに批 准していること。
453-1	自由権規約2条に 関する一般的意見 31「規約締約国の 一般的法的義務の 性質」(原文)	写	2004年 5月26 日	自由権規約 委員会	自由権規約委員会の一般的 意見が、規約上の義務につ いて、すべての締約国を全 体として拘束するものと し、特に司法府の役割につ いて、規約の直接適用、規 約と同等の権利を保障する 意法またはその他の国内法 規定の適用、あるいは国内 法適用の際の規約の解釈指 針としての効果を例示して いること等。
453-2	自由権規約2条に 関する一般的意見 31「規約締約国の 一般的法的義務の 性質」(訳文)	写	不明	滝澤美佐子 富田麻理	同上
454	「国際法」(抜 粋)	写	2020年 3月27 日	岩沢雄司	人権条約が定める履行確保 制度として、個人通報制 度、国家報告制度、一般的 意見/一般勧告等が、国連 機関に関するものとして、 普遍的定期審査、特別手続 等があること及びそれぞれ の内容、ヨーロッパ人権条 約、米州人権条約などに よる地域的人権保障のあり 方、日本における条約の国 内的効力、国内適用可能性 等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

455	「論点探究 憲法」第2版(抜粋)	写	2013年 6月15日	小山剛 駒村圭吾編 (齊藤正彰 執筆部分)	憲法解釈においても、国際人権条約は解釈指針としての効果を有し、憲法解釈に複数の可能性がある場合に、可能な限り、国際人権条約に適合的なものを選択するという意味での、憲法の条約適合的解釈を、憲法98条2項は要請していること及び憲法よりも国際人権条約の保障の方が広がったり、詳細である場合には、国際人権条約の規定の内容を、解釈を通じて憲法の内容に取り込むことも考えられること。
456	令和5年6月8日 福岡地方裁判所判決	写		福岡地方裁判所第6民事部	本件同種訴訟に関する福岡地裁令和5年6月8日判決において、「同性愛者にとっても、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に当たる」、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」と結論付けた東京地裁令和4年11月30日判決(甲A322)と同趣旨のことを述べたこと。
457	令和5年5月30日 名古屋地方裁判所判決	写		名古屋地方裁判所第8民事部	本件同種訴訟に関する名古屋地裁令和5年5月30日判決は、「本件諸規定が、異性間に対してのみ現行の法律婚制度を設け、その範囲を限定することで、同性間に対しては、国の制度として公証することもなく、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組み自体を与えない状態としているが、婚姻制度の趣旨に対する国民の意識の変化に伴い、同性カッ

					<p>ブルが法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されていることに疑問が生じて」いるなどとしたうえで、「本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みさえ与えていないという限度で」、憲法24条2項及び憲法14条1項に違反すると判断したこと等。</p>
458-1	市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約・原文)	写	1966年 12月16日	国際連合	<p>自由権規約2条1項及び26条は、法の下での平等、性自認や性的指向に基づく差別を禁止しており、日本国憲法14条1項に相当する条項であること、また、日本国憲法24条1項及び2項は、いずれも「個人の尊厳」を原理原則としているところ、性自認や性的指向に基づく差別の正当化は「個人の尊厳」の原理に真向から反するから、その点で、自由権規約2条1項及び26条と共通性を有すること、自由権規約2項2項及び3項は、自由権規約において認められる権利の実現に必要な立法措置や権利侵害に対する救済措置を講じるために必要な行動をとる国家の義務を定めるが、国会は、日本国憲法14条1項、憲法24条1項及び2項違反の状態を是正する義務を負うのであるから、その意味において、憲法のこれらの条項と自由権規約2条2項及び3項は、共通性を有すること等。</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

458-2	市民的及び政治的 権利に関する国際 規約(自由権規 約・訳文)	写	印刷 日: 2023年 9月18 日	日本政府	同上
459-1	ヨーロッパ人権規 約(原文)	写	1950年 11月4 日	欧州評議会	法律上同性間のパートナー 関係が、法律上異性間のパ ートナー関係と同様に、自 由権規約17条に相当する ヨーロッパ人権条約8条に いう「家族生活」に該当 し、尊重を受ける権利を有 すること等。
459-2	ヨーロッパ人権規 約(訳文)	写	2023年 9月21 日	原告ら代理 人	同上
460-1	米州人権規約(原 文)	写	1969年	米州機構	米州人権条約11条2項の 「家族生活の尊重を受ける 権利」は、自由権規約17 条2項に相当する条文であ ること、米州人権条約は男 女の結びつきによる家族だ けでなく、広い意味での家 族を保護しており、そこに は協力と相互支援によって 特徴つけられる恒常的な感 情的絆による家族関係にあ る法律上の同性カップルも 含まれること等。
460-2	米州人権規約(訳 文)	写	2023年 9月21 日	原告ら代理 人	同上

以 上